

2021年3月10日

王子コンテナ株式会社

公正取引委員会審決に対する審決取消訴訟の提起について

当社および当社子会社は、段ボールシートおよび段ボールケースの取引に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為が認められるとして、2014年6月19日付けで公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受け、同委員会に対し審判手続を行ってまいりました。

このたび2021年2月8日付けで同委員会より課徴金納付命令の一部を取り消し、その余の審判請求を棄却する旨の審決を受けました。当社は、審決の内容を精査し、慎重に対応を検討しました結果、東京高等裁判所に審決取消訴訟を提起しましたので、お知らせいたします。

以上